6）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

7）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

8）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

9）本工事は、発注者が完全週休２日（土日祝）（現場閉所）に取り組むことを指定する「完全週休２日（土日祝）試行工事（発注者指定方式）」である。

なお、完全週休２日（土日祝）を達成した場合には、「完全週休２日（土日祝）達成証明書」を交付する。

10）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（受注者希望型）である。

11）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

12）本工事は、標準歩掛のない歩掛を、「見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限」までに競争参加資格のある者に対して電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

13）本工事は、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

14）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。

15）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

16）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下、「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

17）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ（構造物工（橋梁上部））の全面的活用を図るため、受注者の提案及び協議により、設計図書の照査、出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

18）ＩＣＴの全面的な活用を実施した場合は、ＩＣＴ活用証明書の交付を行う。但し、ＩＣＴ（導入型）の場合は、ＩＣＴ活用証明書の交付は行わない。

なお、ＩＣＴの全面的な活用を行い、かつ当該ＩＣＴ技術の活用によって効率性が２割以上向上した場合、受注者は「ＩＣＴ活用証明書」か「効率性向上実績証明書」のどちらか一方を選択し、交付申請を行うものとする。

19）本工事は、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。

20）本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

21）本工事は、新技術を活用し、現場における効率性向上を２割以上達成した場合は、達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。

22）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

23）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。

24）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

25）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

26）本工事は、申請期間中に特定の配置予定技術者が拘束されることを緩和するため、入札書の提出期限までに配置予定技術者の資格等に関する資料の提出を求め、配置予定技術者に対する要件が満足しているか審査を行う試行工事である。

なお、要件を満たしていない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

27）本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

28）本工事は、現場施工時の配慮に関する技術提案テーマに加えて、施工の効率化等による猛暑対策に関する技術提案テーマを設定し、猛暑対策の取組を評価する試行対象工事である。

2　競争参加資格

次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設工事共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年９月８日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和８―10年度　山鳥坂ダム上敷水川橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「プレストレスト・コンクリート工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下「同種工事」という。）の施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては、全ての構成員が平成23年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

・下記の㋐から㋓の要件のいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。ただし、ＰＣ橋の張出し架設は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が45m以上であること。

㋓　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記㋐から㋓は同一工事であること。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。